

令和2年4月15日

上尾市長
畠山 稔 様

政策フォーラム・市民の声あげお
代表 浦和三郎

新型コロナウイルス対策における要望書

以下の通り要望いたします。

記

(対策全般について)

1. 受付窓口の設置

新型コロナウイルス感染症に関する住民福祉、健康、融資をはじめとした支援策等について、市民の相談にワンストップで対応できる、『新型コロナウイルス感染症特別対応窓口』を新設すること。設置にあたっては、担当部署に保健士を必ず配置すること。

2. 市職員に感染者が発生した場合を想定した勤務体制の検討

職員の交代制での勤務やテレワーク化など、市職員に感染者が発生し濃厚接触者の自宅待機などが必要となった際に業務に支障の出ない勤務体制を取ること。

3. 災害発生時の対応の検討

緊急事態措置期間乃至新型コロナウイルス感染症対策が行われている期間中に災害が発生した場合を想定し、避難所運営をはじめとした災害対応について早急に検討すること。災害発生時に避難所などで集団感染が発生することを防ぐためにガイドラインを策定し、各自治会など市民に対して周知の徹底を行うこと。

4. 発熱外来の設置の検討

自治体が独自に発熱外来を設置している例が出ていることを踏まえ、上尾市として発熱外来を設置することについて早急な検討を行うこと。設置が必要となった場合を想定した医師会や保健所との連携体制を構築すること。

5. 国から支給されるマスクの回収ならびに配布

国から支給されるマスクについて不要とする市民がいることを想定し、市役所本庁舎ならびに支所などに回収のための設備を設置し、回収したマスクは物資を必要とする高齢者施設、障がい者施設、保育所、学童保育所などに配布を行うこと。回収にあたっては破棄する市民が発生しないよう早急に周知を図ること。

(経済的な影響を受けた市民の支援について)

6. 支援策の周知の徹底

国が検討を進めている「生活支援臨時給付金(仮)」をはじめとした、新型コロナウイルス感染症ならびに感染症対策において経済的な影響を受けた市民が支援の対象となるにもかかわらず情報の入手ができないことにより支援を受けられないことのないよう、ホームページや市広報、自治会の回覧板や掲示板などあらゆる手段を活用し、市民への周知の徹底を図ること。それにあたっては、支援について種別に国、県、市それぞれの制度をまとめた一覧表等の資料を作成し、市民に伝わる周知内容を心がけること。

7. 県営住宅を活用した支援の実施

生活の基盤である住居を失う市民が生まれることを想定し、県営住宅を活用した住居の確保のための支援施策を県と連携して行うこと。

8. 市独自の融資制度の創設

新型コロナウイルス感染症発生後の経済状態の変化により経営状況が悪化し当面の運転資金の確保が困難である市内中小企業ならびに個人事業主を支援する、無利子、無担保の融資を迅速に行える制度を市独自で設けることを早急に検討すること。

(子ども支援について)

9. 休業期間中の学校での受け入れ条件の再検討

市では、埼玉県からの通知に従って、休業中の学校での児童生徒の受け入れにあたっては、昼食持参と保護者による送迎を条件としているが、家庭環境に困難を抱える児童生徒においてはこれらの条件を満たすことが困難であることを踏まえ、特に休業が長期化する場合にはボランティアによる送迎の許可や給食センターの一部稼働による昼食の提供などの柔軟な対応を行うこと。

10. 児童生徒の生活面、心理面でのケア

休業期間が長期化したことにより生活習慣の変化があったり、心理的な不安を抱える児童生徒が生まれることを想定し、教員だけでなく専門のカウンセラーなどによるケアを行うこと。また、家庭環境に困難を抱える児童生徒については特に、家庭支援を含めたケアを行うこと。

11. 学業の遅れならびに格差の発生防止

休業期間の長期化により学業の遅れや家庭環境によって格差が生まれることが懸念されていることを踏まえ、保護者の負担ではなく市の責任として対策を行うこと。

(子育て世帯の支援について)

12. 生活困窮世帯に対する食料品の配布に係る補助金交付

保育所ならびに学校の休業措置により給食等の提供を受けられない児童生徒が発生することを踏まえ、生活困窮世帯の児童生徒に対し、子ども食堂運営団体が実施している「こども弁当」「フードパントリー」などの支援のための補助金交付措置を行うこと。

13. 在宅勤務への対応におけるガイドラインの提示

在宅勤務を行う保護者がいる児童生徒の保育所ならびに学童保育所の受け入れや保育時間について、保護者の実情を踏まえた対応について市としてガイドラインを定め、施設ならびに市民に提示

すること。

1 4. 縮小運営の際の学童保育所の受け入れにおける公平性の確保

学童保育所については緊急事態宣言発令後の措置として県からの通達に基づき規模を縮小して開所することとなるが、それにあたっては利用者の公平性が十分保たれるよう留意して受け入れの決定を行うこと。

(保育所ならびに学童保育所への支援について)

1 5. 学童保育所の運営支援

学童保育所の運営にあたって4月以降に発生する経費については、県と連携して市として責任をもって補償を行うこと。また、正規指導員の負担軽減のため、学校教職員が支援する体制を構築すること。

1 6. 学童保育所に対する校庭開放の徹底

厚生労働省の通達に基づき、小学校の校庭を学童保育所に対して開放をすること。また、開放実施について調査を行い、実施に至っていない小学校については教育委員会から指導し、校庭開放の徹底をすること。

1 7. 感染防止のための物資支援

全国的に感染防止のための物資が不足していることを踏まえて、保育所ならびに学童保育所においてマスク、消毒液、石鹸等が不足している場合には支援を行うこと。特に保育所への支援にあたっては、市立と私立の別や認可保育所とそれ以外の保育所の別などの差をつけることなく一律の基準を設けて行うこと。また、今後も同様の状態が続くことを踏まえて計画的な物資の調達を行うこと。

以上